

国民健康保険特定疾病療養受療証について

人工腎臓を実施している慢性腎不全や血友病、血液凝固因子製剤の投与に起因する抗ウイルス薬を投与している後天性免疫不全症候群の治療を長期にわたって受ける場合に申請できます。

証を医療機関等へ提示すると、該当疾病に係る診療費用の窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。

自己負担限度額については下に説明しています。

添付書類について

人工腎臓を実施している慢性腎不全の方は、次のいずれかの書類を**組合員及び本組合に加入している世帯全員分**添付してください。

- ・ 市県民税(所得)証明書(所得・課税の記載があるもの)
- ・ 市町村民税非課税証明書(所得の記載があるもの)
- ・ 市町村民税・県民税納税通知書のコピー

(氏名・通知書年度・所得・課税が確認できる箇所)

ただし、70歳以上または上位所得者(各被保険者の所得から基礎控除を差し引いた金額の合計が、600万円を超える世帯)の場合は必要ありません。

所得の証明年度は期間によって異なります。次の表にてご確認ください。

療養期間	必要な所得証明書の証明年度	証の有効期限(※)
1月から 7月までの療養	前年度	当年7月31日
8月から12月までの療養	当年分	翌年7月31日

※70歳未満の人工腎臓を実施している慢性腎不全の方は有効期限があります。70歳の誕生日を迎える日や遠隔地被保険者で有効期限等が表にある期限よりも早い時期である場合、証の有効期限が早期に設けられることがあります。

発効期日について

特定疾病療養受療証の発効期日(いつから使用できるか)は受信月(※)の1日に遡ります。発効期日を受診日より前に遡ることはできません。

※受信月とは書類が到着した月の事を指します。

不備・不足書類があった場合、それらが解消された月が受信月となります。

自己負担限度額について

1ヵ月の自己負担限度額は1万円です。

ただし、人工腎臓を実施している慢性腎不全の場合で70歳未満の上位所得者は1ヵ月の自己負担限度額は2万円です。

その他留意事項

人工腎臓を実施している慢性腎不全の方は、満70歳に到達されるまでは毎年8月1日に更新となり、7月に所得証明の手続きが必要となります。それ以外の方は更新ありません。